

給与所得者に 副収入があったとき

給与所得者の副収入（配当所得や雑所得等）に対する確定申告について考えてみます。

1. 副収入の主な内容と所得の区分

①株式の配当収入～配当所得、②貸家や賃貸住宅経営の家賃収入～不動産所得、③内職、講演料、講師謝金などの収入～雑所得または事業所得。これらのうち②と③については必要経費が認められます。

2. 副収入と確定申告の要否

①給与収入が2,000万円以下の場合～副収入から得た所得の額が20万円超の場合は確定申告が必要です。20万円以下の場合は不要ですが、有利なケースが想定されれば、すすんで確定申告はできます。②給与収入が2,000万円超の場合～副収入から得た所得金額は、金額にかかわらず確定申告が必要となります。

3. 副収入が黒字の場合と赤字の場合

①黒字の場合～所得税の確定申告で給与所得に合算しなければなりません。但し、前記2の金額判定があります。②赤字の場合～副収入が不動産所得や事業所得（雑所得は不可）によるものであれば、その赤字所得を給与所得と損益通算できますので年末調整で精算した給与所得にかかる所得税が還付されるケースもあります。

4. その他の留意点

①電子証明書等特別控除～平成19年分または平成20年分のいずれか1回、その年分の所得税の確定申告書の提出を、納税者本人の電子署名及び電子証明書を付して、提出期間内にe-Taxを利用して行う場合、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

②住民税の課税～所得税の確定申告をすれば、自動的に住民税に関するデータも市区町村に提供されますので、改めて住民税の申告は不要です、但し、副収入が株式の配当収入の場合には、所得税の取扱いと異なる個所もありますので注意して下さい。

ナマの税務相談室

Q 先生、M生命の紹介で参りました、T花子といます。

A 花子さんはご主人の死で多額の生保が。

Q 20年4月末期限の相続税ですが、被相続人の遺産に現金預金が500万円位しかなく、二人の子供長男次男とも1,000万円の相続税を払う財源に苦慮しています。遺産目録です。相続税は概算で2,200万円ほど試算しています。

A ホー、さすがにM生命の生命保険二口1億円余、公務員だったご主人の死亡退職金が2,500万円、すべて受取人が妻の花子さんですね。現金預金が500万円と少ないのではなく、生保・退職金とも現預金と考えれば超多額の現預金ですよ。

Q 受取人が花子ですから生保と退職金は私以外は費消できないのでは。息子二人は生保と退職金の特別控除が二人で2,000万円あるのに二人にはくれないのか、と文句を。

死亡生命保険金等と 代償分割

A それはご尤もなご意見です。花子さんが代償分割として、例えば、二人に2,000万円位交付すれば…。

Q 先生、代償分割とはどういうことで、私が何の代償を？

A それは、生保も退職金も遺産の一部、即ち三人の遺産と考えればよいのです。協議分割、T家の案では、花子さん約2億円、長男、次男は各6,000万円計3億2,000万円の遺産。これを修正して、花子1億6,000万円、長男、次男各8,000万円とする。花子さんが4,000万円を二人に代償債務として交付、二人は各2,000万円を代償財産として母から交付されると協議書にプラスする。

Q 了解しました。協議書、申告書に4,000万円のプラス、マイナスを建てる。書き方、調整方法を指導して下さい。保険金、退職金の特別控除に影響がないというわけですね。

ナマの税務相談室